

印刷会社のための 知的財産

連載 第2回

裁判例紹介

著作権と所有権の 違いに注意

事件名：顏真卿自書建中告身帖事件
最高裁昭和59年1月20日第2小法廷判決
昭和58年（オ）
第171号書籍所有権侵害禁止請求事件

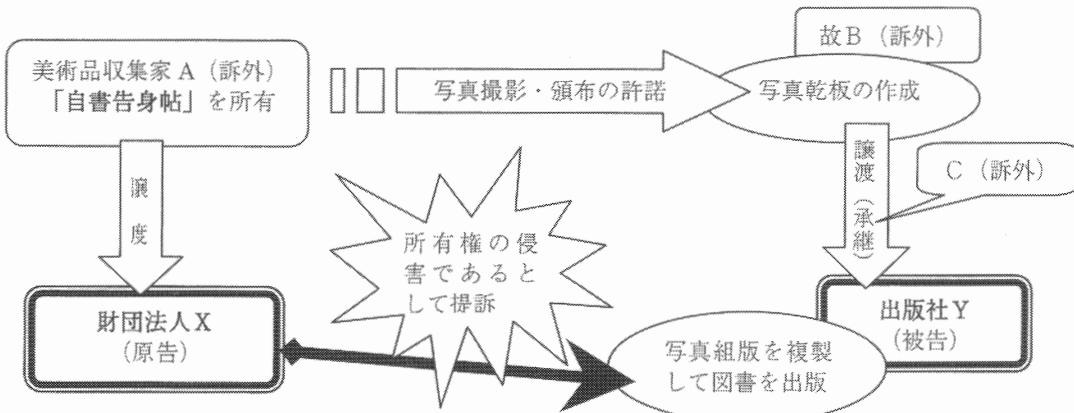
実務上のポイント 著作権の消滅した著作物は、誰でも自由に複製等の利用ができるものであり、その著作物の所有者であっても著作物としての利用を制限することはできません。

◆本件を取り上げた理由・趣旨

著作物の複製品を購入した人が、自分の所有物であるから自由にコピーしていいと考えてしまうことがあります。これは著作権と所有権の違いを理解していないことから生じる誤解です。有体物への支配のみという所有

権の限界を理解し、著作物の利用に所有権は影響を及ぼさないことを理解する必要があります。

本件は、著作権の消滅した美術品の所有者が、その美術品の写真を収録して出版した出版社に対して、出版による複製行為によって所有権を侵害されたと主張して出版の差止めを求めましたが、裁判所によって棄却されたという裁判例です。



◆事件の概要

美術品収集家である故A（訴外）は、八世紀の著名な書家、顏真卿の作品である「顏真卿自書建中告身帖」（以下、自書告身帖という）を所有していました。故B（訴外）は、故Aから自書告身帖の直接撮影による写真乾板を作

成し、その複製物の製作・頒布する許諾を受け、写真乾板を作成しました。その後、C（訴外）は故Aからその写真乾板を承継取得し、出版社Y（被告）はその写真乾板をCから譲り受け、それを複製して図書（以下、本件出版物という）を出版しました。

これに対し、故Aの収集品を所蔵・管理する財団法人Xは、自ら所有する自書告身帖の使用収益権を侵害され

たとして、所有権を根拠として本件出版物販売の差し止めと、本件出版物の自書告身帖部分の廃棄を求めて提訴しました。

一番の東京地裁、二審の東京高裁において請求は棄却されましたが、Xは最高裁に上告しました。

◆判決要旨

①著作権と所有権の権能について

最高裁は、「所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではない。そして、美術の著作物に対する排他的支配権能は、著作物の保護期間内に限り、ひとり著作権者がこれを専有するのである。」と判断しました。

②著作権消滅後の著作物の利用と所有権の関係について

最高裁は「著作権の消滅後は、著作物は公有（パブリック・ドメイン）に帰し、何人も、著作者の人格的利益を害しない限り、自由にこれを利用しうることになる」と判示しました。

③博物館や美術館において、観覧や写真撮影に許諾を要することについて

最高裁は「博物館や美術館において、著作権が現存しない著作物の原作品の観覧や写真撮影について料金を徴収し、あるいは写真撮影をするのに許可を要するとしているのは、原作品の有体物の面に対する所有権に縁由するものと解すべきであるから、右の料金の徴収等の事実は、所有権が無体物の面を支配する権能までも含むものとする根拠とはなりえない。料金の徴収等の事実は、一見所有権者が無体物である著作物の複製等を許諾する権利を専有することを示しているかのようにみえるとしても、それは、所有権者が無体物である著作物を体現している有体物としての原作品を所有していることから生じる反射的効果にすぎないのである。」としました。

④結論

最高裁は、Yの行為はYが「適法に所有権を取得した写真乾板を用いるにすぎず、上告人の所有する自書告身帖を使用するなどして上告人の自書告身帖に対する排他的支配をおかすものではなく、上告人の自書告身帖に対して有する所有権をなんら侵害するものではないといわざるをえない。」として、Xの上告を棄却しました。

◆解説

本件は著作権と所有権についての基礎的な理解を示す判例です。著作権と所有権は、ともに権利の対象を排他的に支配する権利ですが、それぞれの権利対象は明確に異なります。所有権の権利対象が物や土地などの有体物であるのに対して、著作権は小説、音楽または美術などの創造的な表現（これを「著作物」といいます。）という無体物が対象です。そして権利対象の性質から、排的な支配の内容も異なります。所有権は対象を物理的に所持したり使用したりすることを独占するのですが、著作権は著作物の複製を独占することを中心としたものです。本件は、Xが所有権を根拠に著作権の権利内容を主張したが認められなかったという、当然の結果を示すものとなりました。本件の場合、対象となった自書告身帖は著作権が消滅していましたが、仮に著作権が存在する著作物であったとしても結論は同様であったといえます。

しかし一方で、印刷会社の実務において法規範とは異なる慣習が存在することも理解しておく必要があります。印刷会社が得意先のために写真の手配を行う場合がありますが、被写体が美術品や神社仏閣などであった場合、たとえそれらが著作権の消滅したものであっても、その持ち主や管理者にことわりを入れることが慣習的に行われている実態があります。許諾を得なかった場合、クレーム等のトラブルを招くことになりかねません。トラブルが生じた場合、たとえ法律上問題の無い行為であったとしても得意先に迷惑をかけることになってしまいますので、所有者とのトラブルが予想されるような対象物の写真を使用するときは、所有者にことわりを入れるという慣習を尊重する必要がある場合があると言えるでしょう。このことは、写真からデジタルデータにする場合においても同様と言えますので、デジタルアーカイブの構築においてもこれらの慣習を考慮する必要があります。

また、本件では写真の複製物を出版に対して自書告身帖の所有者が制限することができない旨を判示した判決でしたが、仮に作品を直接写真撮影する必要がある場合は、判決要旨③や所有権の内容から考えて、所有者の承認が必要であると考えるべきでしょう。